

婚姻の届け出について

○お問い合わせ 酒田市役所市民課戸籍係 TEL 2 6 - 5 7 2 4 (直通)
 八幡総合支所市民係 TEL 6 4 - 3 1 1 2 (直通)
 平田総合支所市民係 TEL 5 2 - 3 9 1 3 (直通)
 松山総合支所市民係 TEL 6 2 - 2 6 1 1 (代表)

1. 記入上の注意

- ◆黒ボールペンか黒インクではっきりと正確に記入してください（鉛筆・消せるボールペンは不可）。
- ◆書き間違えたときは、訂正する文字の中央に線を引き、その欄に正しく記入しなおしてください。訂正印は不要です。修正液・修正テープなどは使用しないでください。

2. 持参するもの

- 婚姻届書 ……証人欄に成人の証人二人の署名が必要です。
- 本人確認書類 ……運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど
官公署発行の顔写真付きのもの。

3. 届出をするところ

夫もしくは妻の本籍地、住所地または一時滞在地

日本人が外国人と婚姻する場合、国によって届出に必要な添付書類等が違いますので、事前に大使館（領事館）や市区町村役場にお問い合わせください。

4. 業務時間外（休日・夜間）に届出をする場合

- ◆時間外受付（宿直室）でお預かりすることになります。
届書に書き漏れや書き間違いのないよう、平日に市区町村役場の窓口で事前審査を受けていただくことをお勧めします。
- ◆宿直室で届書をお預かりした日が婚姻日となります。
婚姻日として記載される日を指定し、前もって受付けることはできませんので、婚姻日を指定したい方は、必ずご希望の日に届書をご持参ください。
- ◆届書に不備があった場合は、窓口に来庁していただく場合があります。
届書下の「連絡先」に日中連絡がとれる電話番号（携帯や勤務先でも可）を必ず記入してください。



5. 住所変更について (窓口) 市民課住民係 TEL 2 6 - 5 7 2 3 または 各総合支所市民係

- ◆住所の変更をする場合は、婚姻届とは別に「住民異動届」が必要になります。
- ◆届出の際、必ず必要なもの…本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
- ◆外国人の方の場合、転居・転入届の際、在留カードが必要になります。

種類	届出期間	その他持参するもの
転居届 (市内での住所変更)	引っ越しをした日から14日以内	・国民健康保険証（加入者のみ） ・マイナンバーカード
転入届 (市外からの住所異動)		・前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ・年金手帳（加入者のみ） ・マイナンバーカード
世帯変更届 (世帯主変更、世帯合併など)	事実の発生した日から14日以内	・国民健康保険証（加入者のみ）

※酒田市の場合、住民異動届の受付は、平日午前8時30分から午後5時15分まで行っています。

6. 婚姻に伴う手続きについて

- ◆下表1～5の届出窓口 → 市民課または各総合支所市民係
- ※ここに記載のないもので手続きが必要となる場合もありますのでご了承ください。

	手続き	手続きが必要な時
1	世帯合併届	婚姻前からお二人が同じ住所で別世帯となっている場合、どちらかの世帯に入る世帯合併の届出が必要です。(☞「5. 住所変更について」参照)
2	印鑑登録	登録印に変更前の氏が含まれている場合（フルネームの印も含む）は、自動的に登録が廃止されます。現在お持ちの印鑑登録証（カード）をお返しいただくか、使用できないよう処分してください。 変更後の氏の印鑑登録証が必要な場合は、ご本人が改めて登録申請をしてください。
3	マイナンバーカード	氏・住所が変更になった場合に手続きが必要です。 <必要なもの> マイナンバーカード
4	パスポート	パスポート申請窓口（酒田市住所の方は市民課住民係）にお問い合わせください。
5	国民健康保険	氏・住所・世帯主が変更になった場合 <必要なもの> 国民健康保険証 ※業務時間外（休日・夜間）に婚姻届を提出した場合は、後日、変更後の氏を記載した国民健康保険証を市から郵送します。 ※配偶者の職場の健康保険の被扶養者になった場合は、国民健康保険の脱退の手続きが必要です。 <必要なもの> 職場の健康保険証、国民健康保険証
6	国民年金（加入者）	市での手続きは不要です。 ※厚生年金又は共済年金に加入している配偶者の扶養となった場合で、20歳以上60歳未満の人は、配偶者の勤務先に第3号被保険者の届出が必要になります。
7	社会保険・共済組合	健康保険証等の氏・住所の変更がある場合は、勤務先等にお問い合わせください。
8	運転免許証	記載事項（氏・本籍・住所）変更については、酒田警察署（TEL 0234-23-0110）に直接お問い合わせください。
9	郵便物の転送手続き	最寄りの郵便局に備え付けてある「転居届」のハガキに必要事項を記入・押印の上、郵便局窓口へ提出するか、ポストに投函してください。

婚姻届

令和 年 月 日届出

婚姻届の書き方 と注意事項 《見本》

・証人は二人必要です。
証人は成年者であり、二人の婚姻の意思を確認できる方であればなたでもかまいません。
・婚姻する本人は証人になれません。
・押印はなくてもかまいません

・届出時点の住所を記入してください。
・婚姻届と同時に住所変更（転居届または転入届）をする場合は、新しい住所を記入してください。
・世帯主は記入不要です。

・実父母の氏名を記入してください。
・父母が離婚している場合は、現在の氏で父母の氏名を記入してください。
・養父母がいる場合は養父母の氏名を記入してください。

夫の氏または妻の氏どちらかの「氏」を選択し✓をつけてください。
選択した「氏」の人が新しい戸籍の筆頭者になります。

同居前の世帯（親と同居していればその家族、一人暮らしであればご自身）の主な仕事にをつけてください。仕事をしている方が複数人いる場合は、一番収入が多い方の仕事にチェックしてください。

押印はなくてもかまいません。
夫妻それぞれ丁寧に氏名を記入してください。

	夫になる人		妻になる人	
(よみかた)	こうの	たるう	おつかわ	はなこ
氏名	氏 甲野	名 太郎	氏 乙川	名 花子
生年月日	平成 3年 7月 4日		平成 2年 4月 10日	
住所	山形県酒田市本町2丁目 2番45号 グランドレジデンス504号		山形県酒田市本町2丁目 2番45号 グランドレジデンス504号	
本籍	山形県酒田市中町1丁目 4番地 10番		山形県最上郡金山町 大字金山 324番地 1番	
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	父 丁田 末雄 母 甲野 和子	続柄 二男	父 乙川 一郎 母 春美	続柄 二女
養父 養母	甲野 大助	続柄 養子	養父 養母	続柄 養女
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 妻の氏 新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 山形県酒田市本町二丁目 2番地 1番			
同居を始めたとき	令和 2年 2月 （結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）			
初婚・再婚の別	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 <input type="checkbox"/> 再婚	夫 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	妻 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
同居を始める前の夫妻のそれぞれのおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁を除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）			
夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
届出人署名（※押印は任意）	夫 甲野 太郎 印	妻 乙川 花子 印		

署名 (※押印は任意)	丁田 末雄 印	丙山 幸枝 印
生年月日	昭和 41年 11月 27日	昭和 62年 4月 16日
住所	山形県酒田市飛鳥字 契約場30番地	山形県鶴岡市馬場町 9番25号
本籍	山形県酒田市飛鳥字 契約場30番地 —番	山形県鶴岡市馬場町 9番地 —番

◆◆◆◆◆ 世帯主と筆頭者の違い ◆◆◆◆◆

■世帯主とは、住民票上「世帯を代表する方」です
居住と生計を共にする「世帯」を構成する者のうち、その世帯を代表する方です。

■筆頭者とは、「戸籍の一番最初に記載されている方」です
筆頭者は、死亡されたり、転出して変更されません。一般的に未婚の方の場合は父または母、婚姻されている方は本人または配偶者のどちらかです。
通常、婚姻後に名のられた姓の方が戸籍簿の一番最初に記載されている筆頭者です。

～婚姻後の戸籍について～

親の戸籍にいた方は、婚姻により親の戸籍から抜けて、新本籍にお二人の婚姻後の戸籍ができます。
新本籍は、土地の地番及び街区符号の表示があるところであれば、どこでも置くことができますが、なかには父母と同じ本籍でも置けない場合があるため、市区町村役場にご確認ください。



連絡先 電話 0234 (26) 5724
自宅 勤務先 [] ・携帯